

就農相談体制の整備

○本市の就農相談件数は、窓口相談だけで毎年約100件と多く、多種多様な品目を栽培していることが市の特徴のため、相談内容も相談者の就農目標により様々である。1つの機関で解決できる内容から、支援機関のサポート体制（糸島市農業振興課、糸島市農業委員会、JA糸島、福岡普及指導センター）で就農相談に対応する場合など多岐に渡っている。

【位置図】



福岡県糸島市

取組前

○本市の平坦部では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているものの、土地利用型農業への新規就農者はほとんどなく、担い手の高齢化も進んでいることから、土地利用型農業の担い手不足が懸念されるようになった。さらに、担い手ごとの経営農地も比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、中山間地域では、平坦部に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なため、担い手不足が深刻化している。

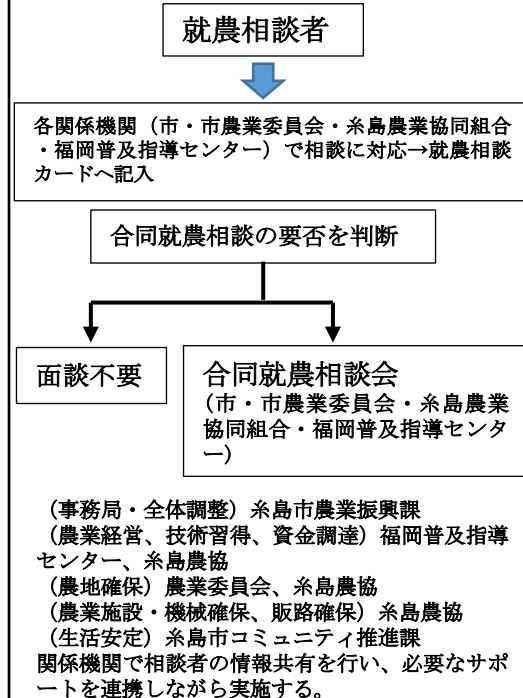
取組内容

- 就農相談カードの記入（相談内容の聞き取り）
- 全国データベース就農相談カルテの入力
- 青年等就農計画書の作成支援
- 新規就農支援班会議の開催（月1回程度）
- 圃場確認・巡回指導（年2回必須及び随時）
- 就農準備サポート（JA糸島、糸島市農業委員会、福岡普及指導センターとの連携）
- 就農に関する情報収集・発信
- 研修生を受け入れるまちづくり事業による研修支援
- 地域に伝手が無い新規就農者への農地の情報共有

取組後(成果)

- 本市の知名度が向上したことなどにより、就農希望者が増加しており、認定新規就農者数は平成28年度からの累計が53人（令和8年3月末）となっている。
- 就農相談員配置により窓口相談から青年等就農計画の策定支援、就農後のフォローまで一貫して伴走支援できるようになった。
- 空き農地や施設の情報収集と共有体制を立ち上げることができた。

【誘致体制】



新規就農者や研修生の声

○市等の担当者は異動で変わることがあるので、継続的に相談できる相手（経過や事情がわかっている）がいると安心する。

新規就農者誘致環境整備事業 活用年度：令和7年度

【問合せ先】糸島市役所農業振興課

TEL：092-332-2087

E-mail：nogiyoshinko@city.itoshima.lg.jp

HP：https://www.city.itoshima.lg.jp/